

特定非営利活動法人いはらき思春期保健協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いはらき思春期保健協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 児童思春期にある者の健全な心身の発達を支援すること及び、児童思春期にある者を支える大人を支援することに関する事業を行い、児童思春期にある者の健全な成長、ひいては公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 児童生徒、保護者及び支援者のための思春期アドバイザーによる性教育講演会事業
- ② 幼児期から思春期にある者及びその支援者のための性教育講演会や精神保健講演会への専門講師派遣事業
- ③ 会員及び一般を対象にした性教育及び児童思春期精神保健に関する講座の開催
- ④ 思春期アドバイザーの養成及びスキルアップ研修事業
- ⑤ 会員及び一般のための交流事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、本会の趣旨に賛同したものとし、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を代表、2人を副代表とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の過半数以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て総会で報告承認し、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページ及び官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	村井文江
副代表	福本文子
同	中川裕子
理事	小沼純世
同	伊藤順子
同	小林清美
同	猿田和美
同	照沼敏子
同	渡邊彰一
監事	揚石廣行

同 仁井田幸江

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 2,000 円
会 費 0 円 (1 年間分)
 - (2) 賛助会員 会 費 10,000 円 (1 年間分)

これは、当法人の定款である。

特定非営利活動法人 いはらき思春期保健協会
理 事 村 井 文 江

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人いはらき思春期保健協会

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ホームページを本事業年度内に公開し、本法人の事業内容を多くの市民に知っていただき、活動のすそ野を広げる一助とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位 : 千円)
① 児童生徒、保護者及び支援者のための思春期アドバイザーによる性教育講演会事業	・児童、生徒及びその保護者に対して、思春期アドバイザーによる性教育講演を行う。	(A) 4 月に募集を開始し、6 月より、学校が希望する日に実施。 (B) 希望した学校 (C) 年間延べ 216 人程度	(D) 小・中・高校の児童生徒及びその保護者 (E) 学校が希望する学年の人数及び保護者数	1,395
② 幼児期から思春期にある者及びその支援者のための性教育講演会や精神保健講演会への専門講師派遣事業	・幼児から思春期にある者及びその支援者を対象に、性教育や精神保健に関する講演会へ専門講師を派遣する。	(A) 4 月に募集を開始し、学校が希望する日に実施。 (B) 希望した学校 (C) 各学校 1 人～3 人程度	(D) 学校が希望する幼児から思春期にある者及び保護者、教員数 (E) 希望する学校の対象者数	15

③ 会員及び一般を対象にした性教育及び児童思春期精神保健に関する講座の開催	・会員及び一般を対象に、性教育及び児童思春期精神保健に関する講座を1テーマで開催する。	(A) 11月から2月 (B) 未定 (C) 27人程度(係、発題者、ファシリテータ、コーディネータを含む)	(D) 会員及び一般 (E) 1講座 60人程度	515
④ 思春期アドバイザーの養成及びスキルアップ研修事業	a 思春期アドバイザーを養成する。 b 思春期アドバイザーの資質向上のための研修会(チェックアップパーティ)を年5回開催する。	a 募集をする。 b (A) 4, 5, 8, 1, 3月 (B) 市民センター (C) 各回22人程度(講師を含む)	a 2~3人を募集する。 b (D) 思春期アドバイザー (E) 22人	70
⑤ 会員及び一般のための交流事業	・参加者相互の意見交換及び連携を深めるために交流事業(しゃべり場)を年3回開催する。	(A) 6, 10, 3月 (B) 国際交流センター・喫茶店予定 (C) 各回10人	(D) 会員及び一般 (E) 各回20人	111

2027 年度の事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人いはらき思春期保健協会

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に公開したホームページを有効活用し、事業推進を図り活動のすそ野を広げていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位 : 千円)
① 児童生徒、保護者及び支援者のための思春期アドバイザーによる性教育講演会事業	・児童、生徒、保護者及び支援者に対して、思春期アドバイザーによる性教育講演を行う	(A) 3 月に募集を開始し、6 月より、学校が希望する日に実施。 (B) 希望した学校 (C) 年間延べ 216 人程度	(D) 小・中の児童生徒、保護者及び支援者 (E) 学校が希望する学年の児童生徒、保護者の人数及び支援者数	1,395
② 幼児期から思春期にある者及びその支援者のための性教育講演会や精神保健講演会への専門講師派遣事業	・幼児から思春期にある者及びその支援者を対象に、性教育や精神保健に関する講演会へ専門講師を派遣する。	(A) 3 月に募集を開始し、学校が希望する日に実施。 (B) 希望した学校 (C) 各学校 1 人～3 人程度	(D) 学校が希望する幼児から思春期にある者及び保護者、教員数 (E) 希望する学校の対象者数	15
③ 会員及び一般を対象にした性教育及び児童思春期精神保健に関する講座の開催	・会員及び一般を対象に性教育及び児童思春期精神保健に関する講座を 1 テーマで開催する。	(A) 9 月から 2 月 (B) 未定 (C) 27 人程度 (係、発題者、ファシリテータ、コーディネータを含む)	(D) 会員及び一般 (E) 1 講座 60 人程度	515

④思春期アドバイザーの養成及びスキルアップ研修事業	a 思春期アドバイザーを養成する。 b 思春期アドバイザーの資質向上のための研修会（チェックアップパーティ）を年5回開催する。	a 募集をする。 b (A) 4, 5, 8, 1, 3 月 (B) 市民センター (C) 各回 22 人程度（講師を含む）	a 2～3 人を募集する。 b (D) 思春期アドバイザー (E) 22 人	70
⑤会員及び一般のための交流事業	・参加者相互の意見交換及び連携を深めるために交流事業（しゃべり場）を年3回開催する。	(A) 6, 10, 3 月 (B) 国際交流センター他 (C) 各回 10 人	(D) 会員及び一般 (E) 各回 20 人	111

(法第25条第4項「活動予算書」)

2026年度 活動予算書
2026年 4月1日から 2027年 3月 31日まで
特定非営利活動法人 いはらき思春期保健協会

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	135,000		
賛助会員受取会費	0	135,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
施設等受入評価益	0	50,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	575,000	575,000	
4. 事業収益			
アドバイザー性教育講演会	1,480,000		
児童思春期精神保健講座	15,000		
会員及び一般のための交流事業	30,000	1,525,000	
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	8,000	9,000	
経常収益計			2,294,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	75,000		
活動運営費	1,442,000		
通信費	43,000		
消耗品費	60,500		
諸謝金	340,000		
賃借料	65,000		
印刷製本費	80,500		
その他経費計	2,106,000		
事業費計		2,106,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
活動運営費	18,000		
通信費	20,000		
消耗品費	20,000		
賃借料	60,000		
印刷製本費	40,000		
諸会費	10,000		
その他経費計	188,000		
管理費計		188,000	
経常費用計			2,294,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			490,288
次期繰越正味財産額			490,288

様式例（法第25条第4項「活動予算書」）

2027年度 活動予算書
2027年 4月1日から 2028年 3月 31日まで
特定非営利活動法人 いはらき思春期保健協会

（単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	138,000		
賛助会員受取会費	0	138,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
施設等受入評価益	0	50,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	575,000	575,000	
4. 事業収益			
アドバイザー性教育講演会	1,480,000		
児童思春期精神保健講座	15,000		
会員及び一般のための交流事業	30,000	1,525,000	
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	2,000	3,000	
経常収益計			2,291,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	75,000		
活動運営費	1,442,000		
通信費	43,000		
消耗品費	60,500		
諸謝金	340,000		
賃借料	65,000		
印刷製本費	80,500		
その他経費計	2,106,000		
事業費計		2,106,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
活動運営費	18,000		
通信費	20,000		
消耗品費	17,000		
賃借料	60,000		
印刷製本費	40,000		
諸会費	10,000		
その他経費計	185,000		
管理費計		185,000	
経常費用計			2,291,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			490,288
次期繰越正味財産額			490,288